

養護盲老人ホーム 明光園

契約入所 利用契約書

様（以下「契約利用者」という。）は、社会福祉法人視覚障害者福祉会養護盲老人ホーム明光園（以下「施設」という。）を契約するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて下記の通り契約を締結します。

（契約入所の目的及び対象者、範囲者）

第1条 養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20%の範囲内で契約入所を認める取扱いとされている（令和元年7月2日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知 老高発0702第1号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」）。

施設は、契約利用者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約利用者に対し、この施設を利用させること及びこの契約の定める各種支援（サービス）を提供することを約し、契約利用者は施設に対しこの契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約する。

2 契約入所の対象者は、居住に課題を抱える者であって、「住宅確保要配慮者」または「施設長が認めた者」とする。

「住宅確保要配慮者」とは、居住に課題を抱えた以下のいずれかに該当する者である。

- (1) 高齢者
- (2) 低額所得者
- (3) 障害者
- (4) 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- (5) 被災者（発災後3年以内）
- (6) 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
- (7) 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
- (8) 外国人等（外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）

3 施設の受入可能な範囲は、定員の20%の範囲内とする。

4 本契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。

（契約利用者の資格）

第2条 契約利用者は、前条第2項に定める「居住に課題を抱える者」のほか、施設長が認めた者とする。

2 「施設長が認めた者」とは、次のすべてに該当する者をいう。

- (1) 生活費に充てることができる所得などがあり、所定の利用料を継続的に支払ことが可能である方。

(2) 身元保証人が1名得られる方。但し、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は要しない。

(契約期間、契約解除)

第3条 契約利用者が施設に入所した日から契約が解除されるまでの期間を契約期間とする。契約期間は契約の解除が行われない限り継続する。

2 契約利用者は本契約を解除することができる。この場合には、契約利用者は契約終了を希望する日の30日前までに施設に通知しなければならない。契約利用者が病気療養及び諸事情等で90日以上居室を不在とする場合は、施設、契約利用者、身元保証人の間で協議してこの契約を解除することができる。契約利用者が契約解除の通知を施設に行わざ居室を退去した時は、施設が契約利用者の退去の事実を確認した日をもってこの契約は解除されたものとする。

3 施設は契約利用者が次の各号に該当する時は、60日以上の予告期間を置いてこの契約を解除することができる。

(1) 契約利用者による利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われないなど悪質な滞納等の場合。

(2) 契約利用者の心身状況の変化に伴い、介護保険サービスを受ける必要がある状態にも関わらず、必要な介護保険サービスを受けることができなくなった場合。

(3) 契約利用者が居室での喫煙、電気ポットの空焚き、タコ足配線など施設火災に繋がるような危険な行為を行う場合。

(4) 契約利用者が他の入所者や職員に対して暴力行為を行う場合。

(5) 契約利用者が施設の建物や設備を故意に壊したり、施設の信用を著しく傷つけるような行為を行う場合。

(6) 施設の解散、破壊又は滅失や重大な破損によるやむを得ない事情により、サービスの提供が不可能な状態及び閉鎖する場合。

4 施設は契約利用者に対し、施設からの契約解除通告に伴う予告期間中に、必ず契約利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、契約利用者、身元保証人、その他関係者、関係機関と協議し、契約利用者の移転先の確保につき協力するものとする。

(契約の終了及び処置)

第4条 この契約は、第3条による契約解除、又は契約利用者が死亡したときに終了する。

2 施設は、契約利用者の所有物を善良な管理の下に注意を持って保管し、契約利用者の身元保証人に連絡して一切の処置を行う。

3 契約利用者の身元保証人は前項の連絡を受けた場合は、15日以内にその所有物を引き取り、居室を開け渡さなければならない。

4 明け渡しの期日が過ぎてもなお残置された所有物については、施設において処分できるものとする。

5 契約利用者は、契約終了日までに居室を施設に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの利用料金等を施設に支払うものとする。

(管理、運営の実施)

第5条 施設の管理運営は、施設長がその責任において実施するものとし、契約利用者は施設が定める「明光園入所・生活の手引き」に従う。

(各種支援及びサービス)

第6条 施設は、契約利用者の求めに応じ契約利用者に対し、次のサービスを提供することができる。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) レクリエーション及び行事
- (5) 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助
- (6) その他個々に必要な支援及び介護

(食事の提供)

第7条 施設は契約利用者に対し、1日3食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂等において提供することができる。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供する。

2 第1項に掲げる食事については、1日あたり1,445円とし、契約利用者より徴求することができる。

(入浴サービス)

第8条 施設は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は週2回以上とし、定められた時間に契約利用者が利用できるよう入浴の準備を行うことができる。

(生活相談、助言)

第9条 施設は契約利用者の希望により、各種の生活相談に応ずるほか、視覚障害者が活用できる各種の福祉制度や各種の援助機関を紹介する等の援助を行う。また、視覚障害者が積極的に社会参加できるように助言を行う。

(緊急時の対応)

第10条 施設は、契約利用者が急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮する。

(生活援助)

第11条 施設は、契約利用者が入所後、日常生活上の援助及び特別な介護を要する状態になった場合は、介護サービスが導入できるよう所要の措置をとるものとする。

(レクリエーション等)

第12条 施設は、契約利用者が生活が健康で潤いのあるものとなるよう、必要な助言を行うとともに、契約利用者が自主的に趣味（楽しみ）、教養、娯楽等のレクリエーション等を実施する場合は、その適正と思われる行事等に協力し便宜を供するものとする。

(利用料等)

第13条 利用料の額については、別表「養護盲老人ホーム明光園契約入所利用料金表」に基づき、契約利用者別に算定して契約利用者に通知する。

2 月の途中で入所した場合、又は月の途中で退所した場合は、その月の食費、居住費、生活費のいずれも日割り計算で納入する。

3 契約利用者が入院その他で施設から不在となる場合は、その不在の期間の食費は納入しなくて良い。但し、契約利用者が入院その他で施設から不在となっていても、施設は当該契約利用者の為に居室を確保しておかなければならぬことや、当該契約利用者を含めた入所者数に見合った職員を採用しておかなければならぬことから、食費以外の居住費、生活費は納入していくこととする。

また、食費については、一食でも食した場合は一日分の食費をいただくものとする。

(利用料等の改定)

第14条 契約利用者は、消費税が引き上げられたような場合など、利用料金の改定を行われる場合は、施設と協議するものとする。

(利用料等の納入)

第15条 契約利用者は前条の利用料等に関し、当月分としてその支払いを行うため、施設に管理を委任した預金通帳により施設が指定する銀行の口座に口座振替（毎月25日：但し、金融機関が休業日の場合は翌営業日）により納入すること。但し、月の半ばからのご利用や処理の都合等により口座振替が間に合わない場合は、指定の金融機関へ口座振込又は現金による支払いにより行うものとする。

入金先	群馬銀行 大胡支店
	普通 0002260
名 義	養護盲老人ホーム 明光園
	園長 中嶋俊郎

(身元保証人)

第16条 契約利用者は、入所時に身元保証人を1名立てるものとする。

2 身元保証人は、契約利用者に債務不履行があったときには、この契約から生ずる一切の債務について連帶して履行の義務を負うとともに、契約利用者の身柄及び契約利用者の所有物を引き受ける責任を負うものとする。

3 身元保証人の住所又は氏名を変更したとき及び身元保証人が死亡等のために変更を要するときは、契約利用者または関係する親族等はその旨を速やかに通知しなければならない。

4 身元保証人を立てることができない契約利用者については、保証人事業の活用や公正証書の作成等、退所時に支払いが滞らない状況であると施設長が認めた場合に限り、身元保証人を立てなくとも良いこととする。

(造作、模様替え等の制限)

第17条 施設の居室内外の造作、模様替え等をしてはならない。

2 万一、許可なく造作及び模様替えをした場合は、第17条（原状回復の義務並びに費用の負担）に準じ原状回復を行うものとする。

(原状回復の義務並びに費用の負担)

第18条 契約利用者は施設及び備品について、契約利用者の責に基づき汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断で居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は施設が定める代価を支払わなければならない。

(賠償責任)

第19条 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により、契約利用者が受けた損害、災難について施設は一切賠償責任を負わないものとする。但し、施設の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(長期不在)

第20条 契約利用者がその居室に90日以上不在となる場合には、契約利用者は施設に対し予めその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について施設と協議するものとする。

(立ち入り)

第21条 施設は契約利用者の急変事態への対応、及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があると認められるときは、契約利用者の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(居室の変更)

第22条 施設は、契約利用者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- (1) 契約利用者の心身状態の変化等により、居室を変更することが適當と認められるとき
- (2) その他、契約利用者からの申し出も含め、施設が必要と認めるとき

2 前項の居室の変更は、予め契約利用者に通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第23条 施設の職員は、業務上知り得た契約利用者及びその家族の個人情報については、契約利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。

2 個人情報の公表に関しては、契約利用者の心身の療養、介護サービスの円滑な実施、療養上適切な施設、病院への移転の場合等、個人情報を各事業所等と取り扱う場合、別途定める「個人情報保護に関する同意書」に同意の上で行うものとする。

(苦情処理)

第24条 施設は、契約利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情相談受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 契約利用者からの苦情処理については、「社会福祉法人視覚障害者福祉会（明光園、第二明光園）苦情対応規則」により対応を行う。

(その他)

第25条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて施設、契約利用者間において協議し誠意をもって解決する。

以上の通り、施設、契約利用者、身元保証人は記名（署名）押印のうえ契約し、その証として各1通ずつ保有します。

なお、自署の場合は押印は不要とする。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 養護盲老人ホーム 明光園
<指定番号> 1070102627
<住所> 〒371-0221 群馬県前橋市樋越町19-1
<管理者職氏名> 施設長 中嶋 俊郎 印
<電話番号> 027-283-3258

利用者

<住所>
<氏名> 印

身元保証人

<住所>
<氏名> 印
<電話番号>

別 表

養護盲老人ホーム 明光園

契約入所 利用料金表

項目	自立・要支援1、要支援2	要介護1～要介護5
食 費	1, 445円／日	1, 445円／日
居 住 費	1, 000円／日	1, 000円／日
生 活 費	1, 500円／日	1, 000円／日

○食費に含まれるもの

朝食、昼食、夕食、行事食、外出行事の食事（場合によっては個人負担）。

○居住費に含まれるもの

居室の利用、静養室の利用、娯楽室、交流ホール等共有スペースの利用。

○生活費に含まれるもの

水道光熱費、日常生活用品の支給、生活援助及び介護。

※食事は1食でも提供した場合、1日分の食費がかかります。

※日常生活用品とはシャンプー、石鹼、洗濯洗剤、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、電池等々、日常的に必要となる生活用品になります。

※ベッド、お布団、茶箪笥、テレビ、車椅子等は無料で貸し出しが可能です。

※要介護1以上は生活援助及び介護費用を介護保険（一般型特定施設入居者生活介護）で補うため生活費が下がります。